

こども・子育て支援会議条例等

こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 支援会議は、委員25人以内で組織する。

2 支援会議の委員は、保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第3条 支援会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 支援会議の委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、支援会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、支援会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（部会）

第6条 支援会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 支援会議の会議は、会長が招集する。

2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席）

第8条 支援会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（部会の運営）

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（施行の細目）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月22日条例第97号、平成27年4月1日施行、告示第136号）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 こども・子育て支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項（改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。）について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育て支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

規則・運営要綱

◆こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第20号）

（趣旨）

第1条 この規則は、こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（庶務）

第2条 こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の庶務は、こども青少年局において処理する。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議の会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

◆こども・子育て支援会議 運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第20号。以下「市規則」という。）

第3条の規定に基づき、こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会の設置）

第2条 支援会議には、こども・子育て支援会議条例第6条第1項の規定により、別表に掲げる部会を置くものとする。

（雑則）

第3条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

名 称	所 掌 事 項
教育・保育・子育て支援部会	子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保などに関すること
放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関すること及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関すること
認可・確認部会	① 子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認に関すること ② 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正認定こども園法）に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること
第1部会	上記①、及び②の所掌事務のうち幼保連携型認定こども園の認可に際しての意見聴取に関すること
第2部会	上記②の所掌事務のうち、幼保連携型認定こども園の認可及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定前における設置・運営法人の選定に関すること
第3部会	上記②の所掌事務のうち、幼保連携型認定こども園の認可及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定前における設置・運営法人の選定に関すること
ひとり親家庭等自立支援部会	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定する、本市のひとり親家庭等自立促進計画に関すること、その他ひとり親家庭等施策に関すること
教育・保育施設等事故検証部会	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業で発生した死亡事故等の重大な事故についての検証及び再発防止策に関すること
認可外保育施設教育費補助審査部会	認可外保育施設における幼児教育の無償化の実施にあたり、補助対象となる認可外保育施設の選定に関すること

◆子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条（略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条（略）

2（略）

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条（略）

2～6（略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

◆認定こども園法（平成18年法律第77号）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

（設置等の認可）

第十七条（略）

2（略）

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4～7（略）

（事業停止命令）

第二十一条（略）

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（認可の取消し）

第二十二条（略）

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（都道府県における合議制の機関）

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

審議会等の設置及び運営に関する指針（抄）

第7 会議の公開

1 会議の公開基準

審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

(1) 会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の情報により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(イ) 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

(ロ) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(ウ) 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社及び大阪市土地開発公社（以下「住宅供給公社等」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

エ 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

オ 市長その他の執行機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

カ 公にすることにより、本市の機関等並びに国及び他の地方公共団体の内部若しくは相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められる情報

キ 市長その他の執行機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(イ) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(ロ) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

(ウ) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

(エ) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(オ) 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ク 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報
キ アからクまでに掲げるもののほか、法令又は条例の規定の定めるところにより、公開しないこととされ若しくは公にすることができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により公にすることができないと認められる情報

(2) 会議において、行政処分等の妥当性に関して審議等を行う場合

(3) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

2 公開の方法

審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、次のとおり当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、傍聴による会議の公開が認められない場合は、会議録又は議事の要旨を明らかにする書面（以下「会議録等」という。）を作成し、これを公開することによって行うものとする。

(1) 審議会等において、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(2) 傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、1(1)アからクまでのいずれかに該当する情報が記録されているもの等については、この限りでない

(3) 会議を円滑に運営するため、審議会等において、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

(4) 傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、当該会議の議事進行を行う者の指示に従って、静穏に傍聴するものとする。

(5) 会議に関する報道機関の取材に対して配慮するものとする。

3 公開・非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開については、この指針に基づき、当該審議会等において決定するものとする。

(2) 会議の非公開の決定をした場合は、その理由を明らかにするものとする。

傍聴要領

傍 聴 要 領

こども・子育て支援会議

1 傍聴要領

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行いますので、定員になり次第、受付を終了します。傍聴定員は10名です。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは、着信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は、会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、会議会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。